

行政書士の名を用いて行える業務

その業務は
行政書士の業務ですか
資格者としての責任が持てますか

行政書士制度とは（業務）

行政書士の業務

1．独占業務書類の作成

許認可

権利義務事実証明

特許法に定める特許の変更登録と手数料納付書の作成

2．非独占業務

契約代理

聴聞弁明の代理

相談業務

3．行政書士法上の法定業務（独占 非独占を問わず）

行政書士法の法定業務

4．共管業務で独占（他の法律で行政書士業務とされている）

税理士法

海事代理士法

社会保険労務士法（行政書士法の付則）

5．共管業務で非独占

弁護士法 契約代理

弁理士法 4条3項6 他の法律により認定された業務

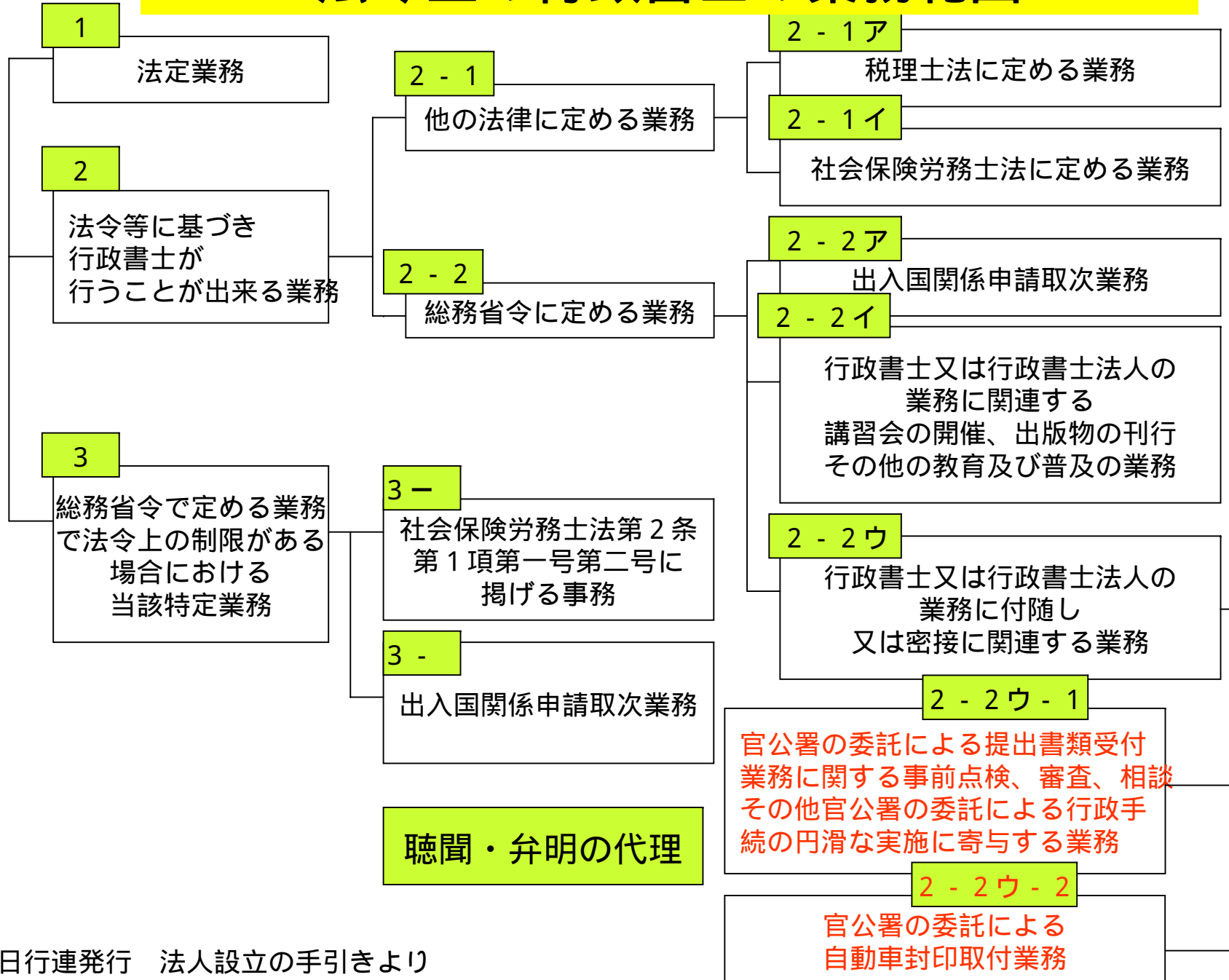
難民認定法による申請取次業務を入管局長が認めた行政書士に限り

（認められなくとも出来るが出頭代理が出来ない）

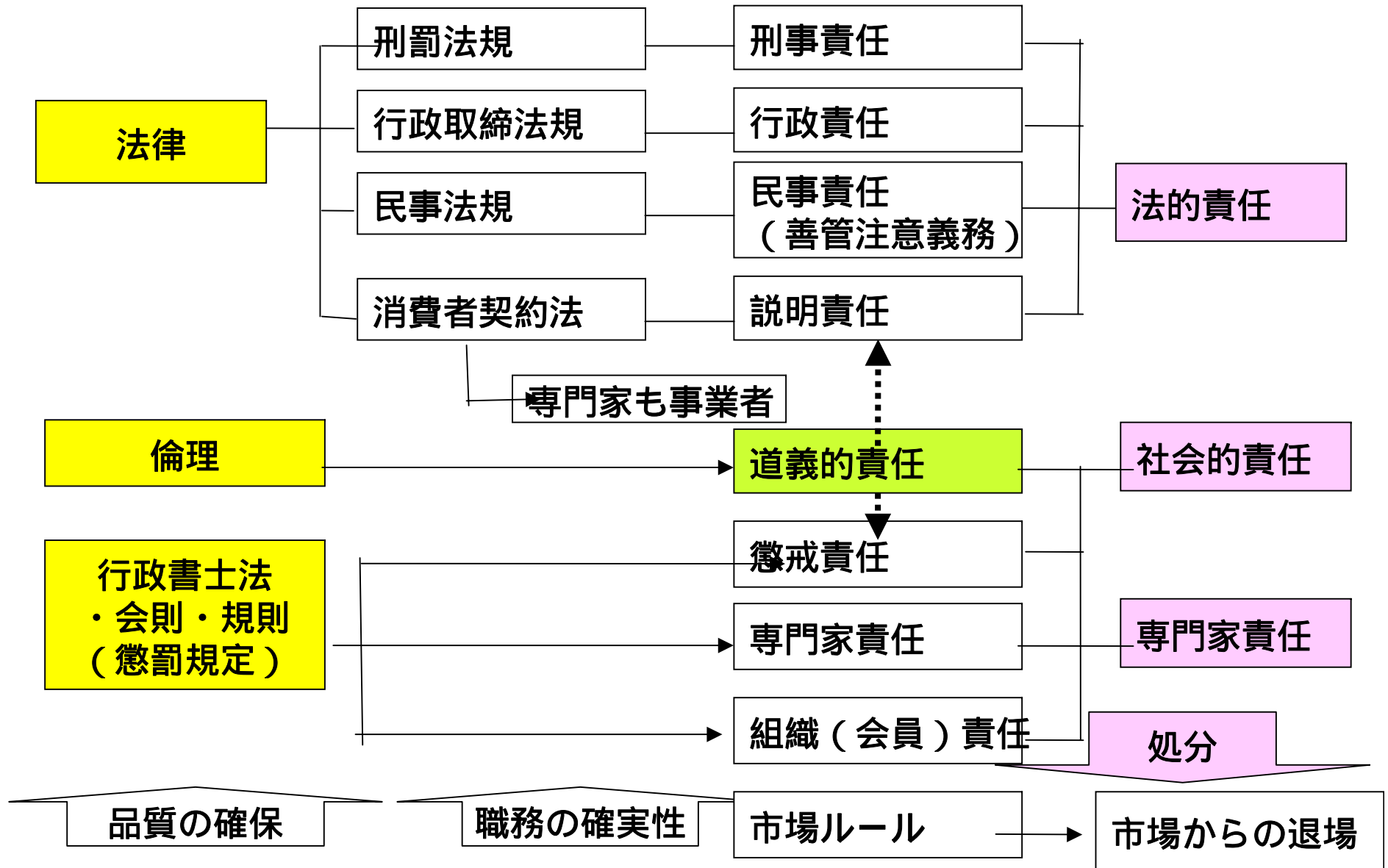
7．法定外（法定されていない）業務

封印取り付け業務 その他

法令上の行政書士の業務範囲



強制入会組織の遵法責任



浜辺陽一郎著コンプライアンス経営 (東洋経済新報社刊) を参考

法令解釈

許認可の受託に際して行政書士が

1. このような条件が整えば
2. 何日までに許可されると
3. 判断を加えながら
4. 確定的に言う

ことは業務範囲か。

許可が下りなかった場合に
行政書士賠償保険は支払われるか。

行政手続法の範囲
賠償請求裁判

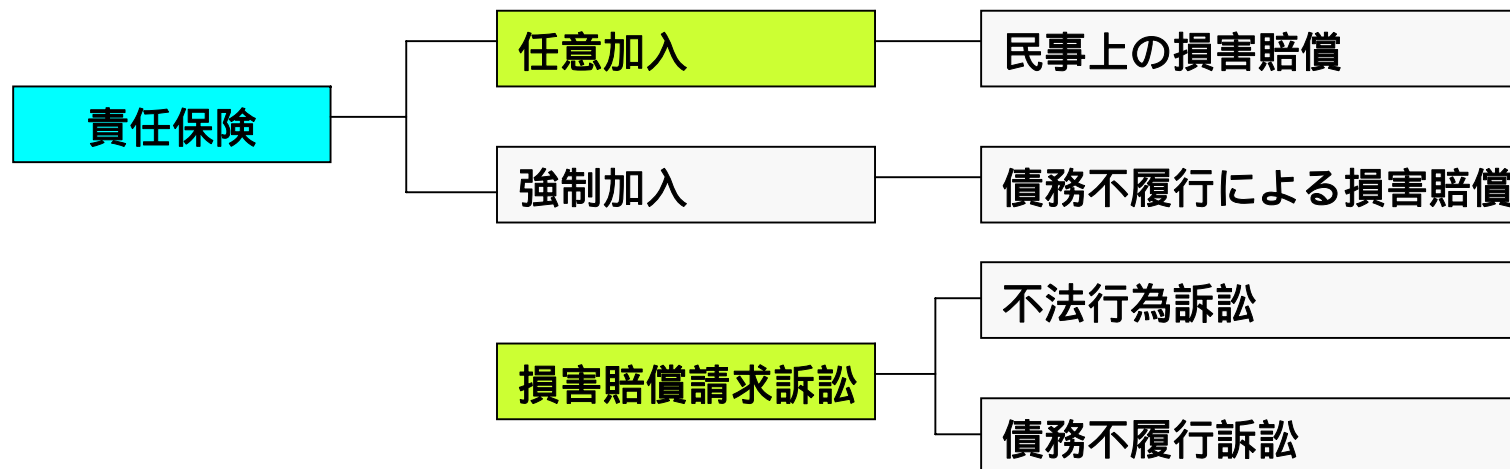
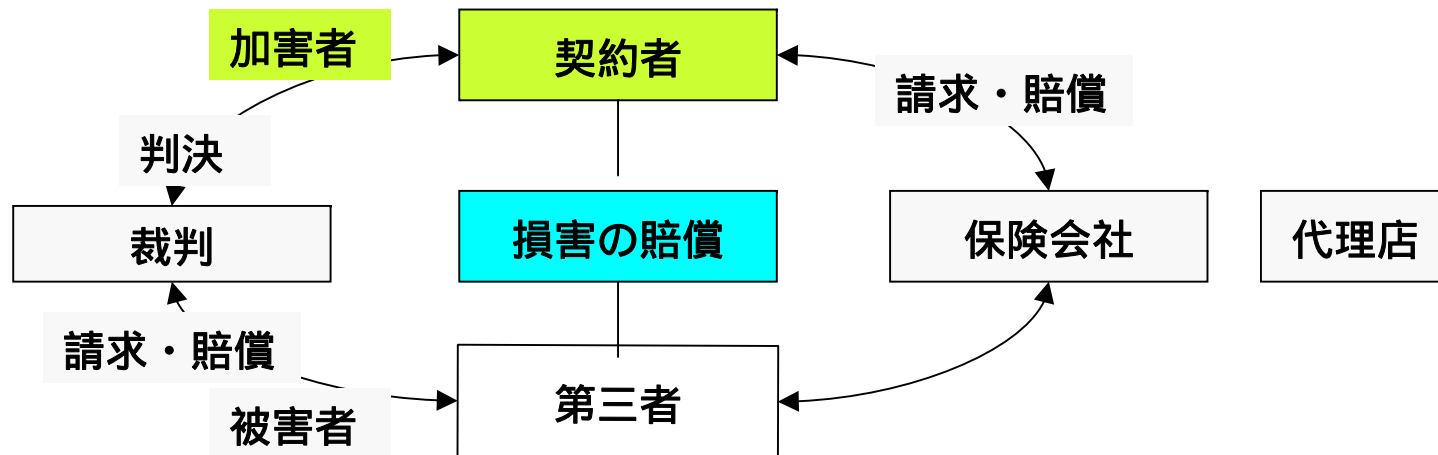
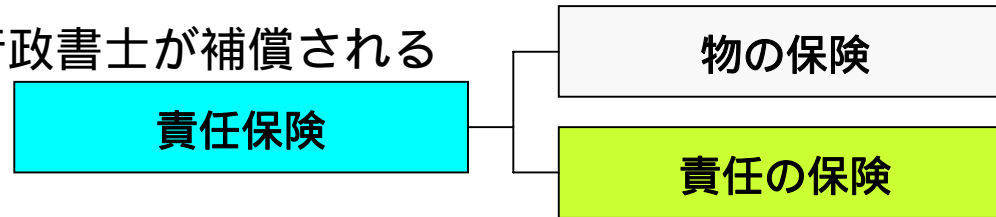
有責 = 支払い
= 負

免責 = 支払われない
= 勝

責任保険の分類

具体策

依頼者と行政書士が補償される



行政書士事務所支援体制

役務・物品関係

書籍

衣料・食料

用品
物品

業務研修

情報処理

システム
ソフトウェア

業務研修



死亡

生存

養老

年金

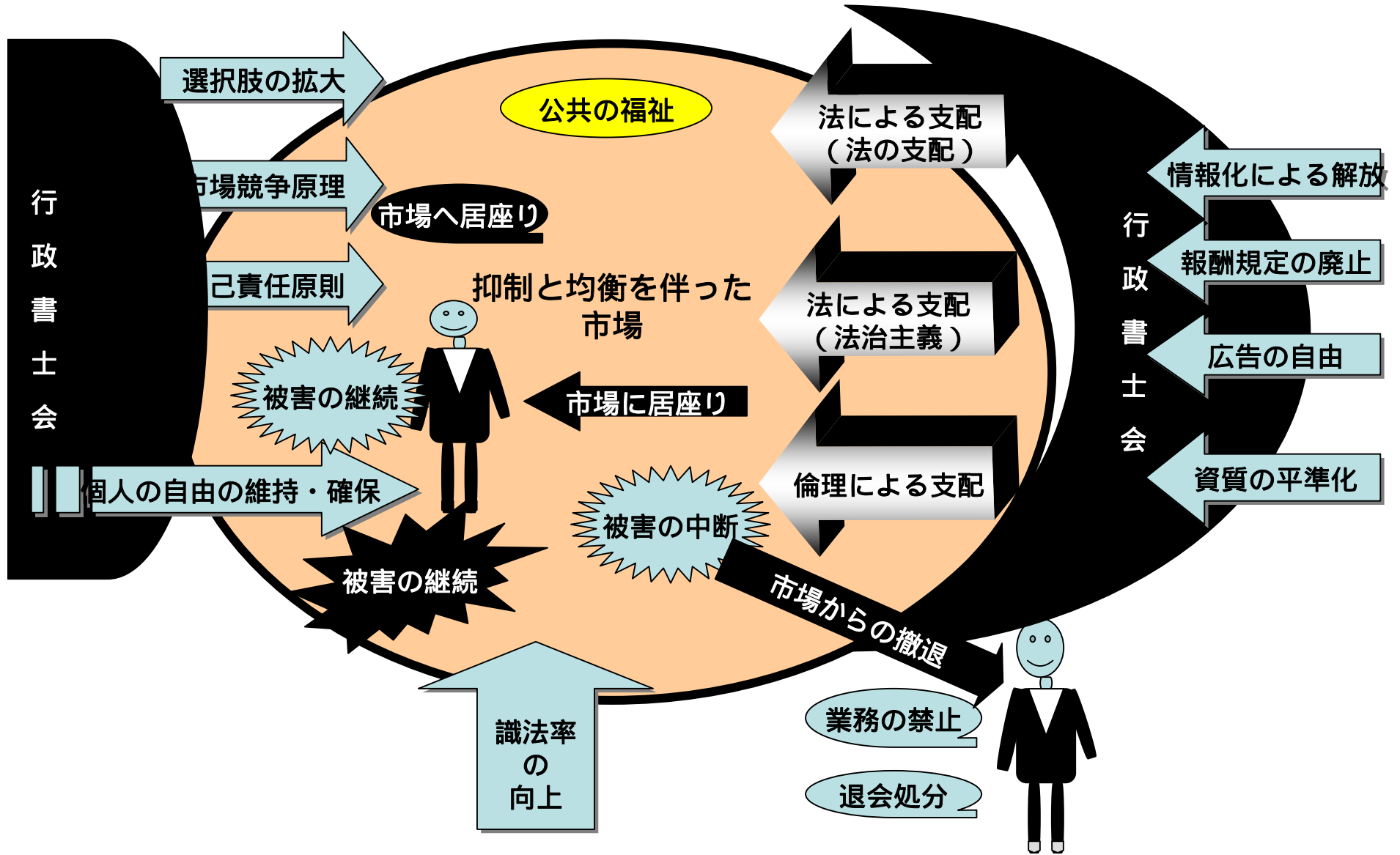
医療

所得補償

ガン

保険関係

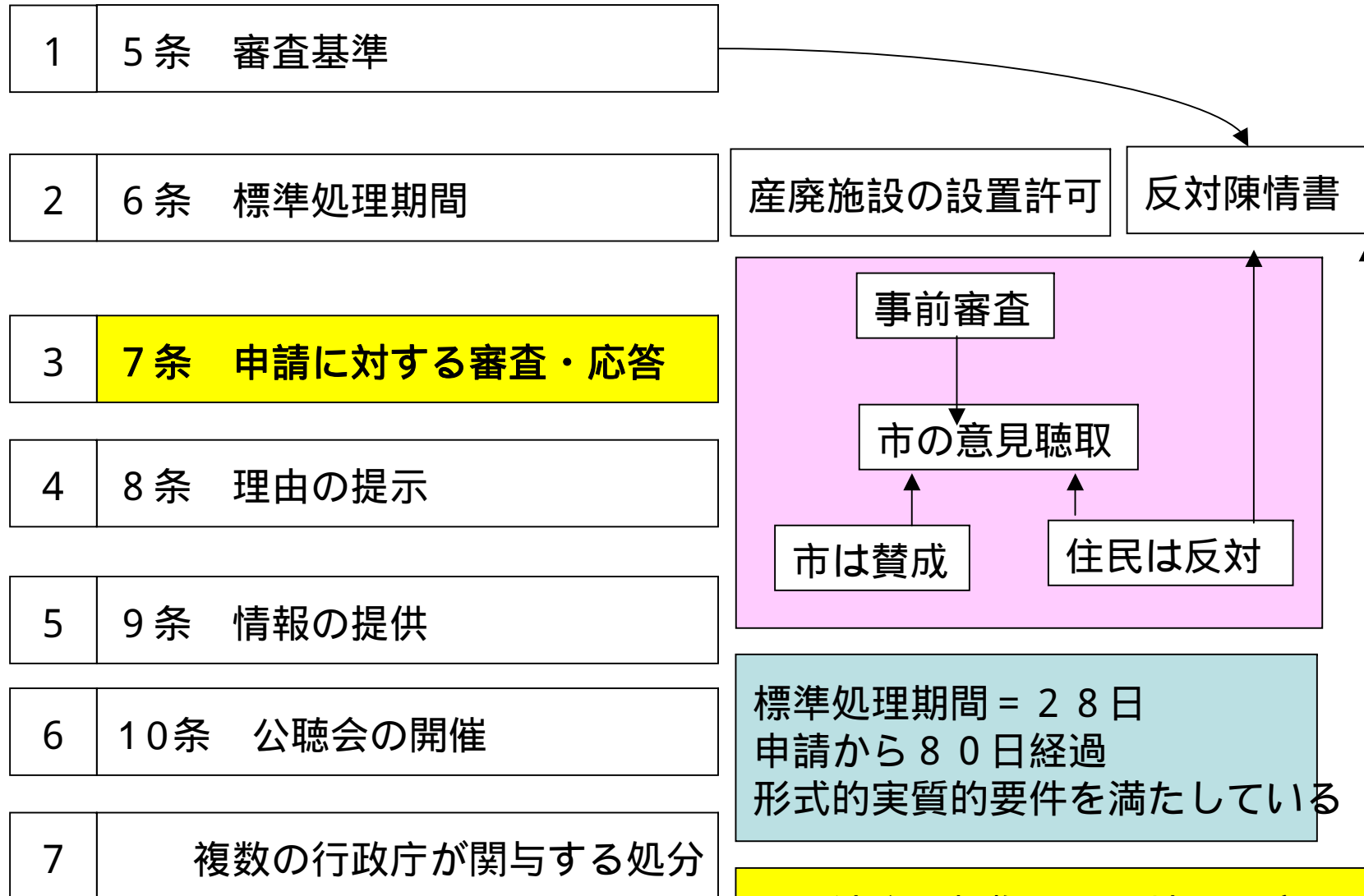
強制入会を採る理由



事前準備態勢の構築

法律・情報の専門家として
コンサルタントとして = E A

申請に対する処分の流れを知ること



法令に根拠のない地元同意は不適當

許認可申請手続受託時点で聴聞・弁明等に関する包括委任を受けるか否かの判断基準をつくる

1. 許認可の申請手続を受託した時点で聴聞・弁明等に関する包括委任を受けるか否かの判断基準

→ 聴聞・弁明等の対象となる可能性は

→ 当該手続に関する情報収集は

→ 不利益処分を想定して受任できるか

→ 訴訟した方が利益になるか

→ 後々に損害賠償請求が出来るか

→ 聴聞・弁明の代理委任状は別様式

業務委託契約の行政書士法上のチェック事項 契約

2. 許認可申請の受託契約（行政書士法）

- 消費者契約法上の必要手続はしたか
- 行政書士賠償責任保険は加入しているか
- 業務受託契約書の内容は安全か
- 紛争となった場合の対応策はどうか
- 業務の受託範囲は明確化されているか
- 守秘義務・個人情報はどうか

業務委託契約の行政手続法上のチェック事項 行政手続法

3. 許認可申請の受託契約（行政手続法）

→ 審査基準・審査期間・許可要件等の把握

→ 法律解釈を確定的に述べていないか

→ 事前手続・事後手続等説明は十分か

→ 不服申し立てか聴聞か

→

業務委託契約の賠償責任保険上のチェック事項

4 . 許認可申請等業務の受託契約（行政書士損害賠償責任の視点から）

→ 賠償責任保険の約款を確認しているか

→ 免責・有責を確認しているか

→ 当該業務の保険に加入しているか

→ 自動車保険など

→

業務委託契約の民法上のチェック事項 賠償責任保険

5 . 許認可申請に係わる聴聞・弁明の代理の受託契約（民法）

→ 専門家責任

→ 債務不履行

→ 損害賠償請求

→ 被害者救済

→ 自己救済

行政書士の責任と保険約款の有責と免責

